

平成15年9月2日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

精神科作業療法の施設基準見直しならびに診療報酬改について (要望書)

(社)日本作業療法士協会
会長 杉原 素子

. 要望主旨

『精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向』(精神保健福祉対策本部中間報告：平成15年5月15日)を実現する方策の一つとして、精神科リハビリテーションの充実と社会復帰促進を実現するため、「病院機能体系化に応じた精神科作業療法の実施体系と施設基準の見直し」ならびに「専門職チーム連携体制の推進」を中心に現行規定の全面的見直しが必要と考える。

【要望の重点：現行規定の全面的見直し】

1. 精神科作業療法を実施する医療機関をその実施体制により() ()に区分し、体制に応じた評価を行う。
2. 施設基準等の整備を行う。
 - 1) 1日取り扱い人数の改定。
 - 2) 実施時間・実施単位・実施場所等の改定
 - 3) 助手規定の削除
 - 4) 算定期間の設置

. 要望内容

1. 実施体制による区分：精神科作業療法()、()の区分設定

精神科作業療法() 400点 (新設)

・ 次のいずれかの体制をもつ医療機関であること。

() 常勤の作業療法士が4名以上勤務していること。

なお、当該医療機関には常勤の精神保健福祉士等が3名以上、臨床心理技術者が1名以上勤

務しており、作業療法士(病棟専従の従事者を除く)および精神保健福祉士等にあつては、精神病床数に対し40:1以上であること。

() 常勤の作業療法士が2名以上勤務しており、かつ、社会復帰促進体制加算(仮称)を算定しているもの。

() 常勤の作業療法士が2名以上勤務しており、かつ、精神科急性期治療病棟入院料を算定しているもの。

精神科作業療法() 200点(新設)

() 常勤の作業療法士が1名以上勤務していること。

2. 施設基準等の変更(新設)

算定に当たっては、精神科作業療法実施計画書の作成と適時の見直しを算定要件とする。

当該療法を1時間以上実施した場合に算定できる。ただし、医師の指示によっては急性期後又は重症患者に当該療法を30分以上実施した場合においても算定できるものとする。

作業療法士1人あたり1日の患者数は()においては24人まで、()においては36人まで算定可能とし、いずれにおいても1回の治療において12人を超えてはならない。

専用施設の他に病院内外の施設で実施した場合においても算定できる。専用施設面積は、精神科作業療法() 100平方メートル以上、精神科作業療法() 75平方メートル以上とする。

当該療法()および()の算定は、医師による処方の日から起算して6月を限度とする。

3. 専門職チーム連携体制の推進(精神科リハビリテーション総合評価計画料の設定)

精神科リハビリテーション総合評価計画料 480点(新設)

精神病床入院患者に対して、定期的な精神科リハビリテーション総合計画評価料を新設する。

精神保健指定医の定期的な診察等の結果に基づき、医師・看護師・作業療法士・精神保健福祉士等・心理技術者等が共同して精神科総合リハビリテーション実施計画を作成し、これに基づいて精神科作業療法およびチーム連携による実践と効果等の評価を行なった場合に限り算定できる。

入院初月、2月目、3月目および6月目の各月において1月に1回に限り算定できる。

当該評価計画料は、精神科作業療法()を算定できる場合に限る。

精神科総合リハビリテーション評価実施計画書 様式を定める。(案:別紙1)

以上

添付資料:

別紙1 精神科総合リハビリテーション評価実施計画書 様式(案)

別紙2 都道府県別病床数に対する作業療法士配置数と40:1 50:1 の充足率資料

別紙3 算定根拠